

## (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ①基本報酬の見直し
- ②看取り介護加算の充実
- ③「特別養護老人ホーム」の職員に係る専従要件の緩和
- ④日常生活継続支援加算の見直し
- ⑤在宅・入所相互利用加算の充実
- ⑥障害者生活支援員に係る加算の拡大
- ⑦多床室の基準費用額及び居住費負担の見直し
- ⑧経口維持加算の充実
- ⑨経口移行加算の充実
- ⑩加算の内容に応じた名称の変更
- ⑪療養食加算の見直し
- ⑫サテライト型特養の本体施設にかかる要件の緩和
- ⑬特別養護老人ホームにおける宿直員の配置について
- ⑭介護職員処遇改善加算の拡大（別掲）
- ⑮サービス提供体制強化加算の拡大（別掲）

# ①基本報酬の見直し

下記のとおり基本報酬の見直しを行う。

## ○ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

現行			平成27年4月		
ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(1)	要介護度1	662単位/日	ユニット型地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費(1)	要介護度1	625単位/日
	要介護度2	733単位/日		要介護度2	691単位/日
	要介護度3	806単位/日		要介護度3	762単位/日
	要介護度4	876単位/日		要介護度4	828単位/日
	要介護度5	946単位/日		要介護度5	894単位/日
<b>【ユニット型個室】</b>			<b>【ユニット型個室】</b>		

## ②看取り介護加算の充実 その1

入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、介護老人福祉施設での看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をP D C Aサイクルにより推進することを要件として、手厚い看取り介護の実施を図る。

死亡日以前4日以上30日以下      80 単位/日 ⇒ 144 単位/日

※なお、死亡日の前日及び前々日・死亡日については、現行と同様

死亡日の前日及び前々日	680 単位/日	⇒	680 単位/日
死亡日	1,280 単位/日	⇒	1,280 単位/日

※算定要件等に変更あり（次頁）

（つづく）

## ②看取り介護加算の充実 その2

(つづき)

施設基準	現行	改正後
	常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。	(変更なし)
	看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。	(変更なし)
	看取りに関する職員研修を行っていること。	(変更なし)
	看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。	(変更なし)
(要件追加)		医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

利用者基準	現行	改正後
	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること	(変更なし)
	入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。	医師等が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、 <b>医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け</b> 、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。
	医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。	看取りに関する指針に基づき、 <b>入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け</b> 、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。
※ 医師等:医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者		

### ③ 「特別養護老人ホーム」の職員に係る専従要件の緩和

特別養護老人ホームの直接処遇職員による柔軟な地域貢献活動等の実施が可能となるよう、特別養護老人ホームの職員に係る「専従」の要件を緩和する。

#### ○特別養護老人ホームにおける「専従」の適用範囲

特別養護老人ホームの職員配置基準を満たす職員として割り当てられた職員について、  
**その勤務表上で割り当てられたサービス提供に従事する時間帯**において「専従」を適用

#### ➤ **それ以外の時間帯**での職員の**地域貢献活動等を制限しない**

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(H12老発第213号)

現行	改正案
第一 一般的事項 5 職員の専従 基準第6条(職員の専従)は、 <u>職員<sup>1</sup>の他の職業との兼務を禁止する趣旨のものではないが、入所者の処遇の万全を期すために、特別養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものである。</u> ~以下略~	第一 一般的事項 5 職員の専従 基準第6条(職員の専従)は、入所者の処遇の万全を期すために、 <u>特別養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであり、職員<sup>1</sup>の他の職業との兼務を禁止する趣旨のものではなく、また、当該特別養護老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものでない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えないこと。</u> ~以下略~

※全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より(H27.3)

## ④日常生活継続支援加算の見直し その1

介護老人福祉施設の入所者が原則要介護3以上となること等を踏まえ、介護老人福祉施設が重度者等の積極的な受け入れを行うことを評価する。

また、ユニット型施設の入所者の単位数を従来型施設の入所者よりも引き上げる。

日常生活継続支援加算	23単位/日		日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36単位/日	(ユニット型以外)
			日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日	(ユニット型)

【算定要件】以下のイ、ロ、ハの全ての要件に適合していること。

ロ	介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数をますごとに1以上	→	ロ	変更なし
ハ	定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	→	ハ	変更なし

## ④日常生活継続支援加算の見直し その2

【算定要件】（つづき）

	要件	現行	改正後
イ	要介護4若しくは5の者占める割合	70%以上 <u>(前3月の入所者平均)</u>	70%以上 <u>(前6月又は前12月の新規入所者平均)</u>
	又は	又は	又は
	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合	65%以上 <u>(前3月の入所者平均)</u>	65%以上 <u>(前6月又は前12月の新規入所者平均)</u>
	又は	又は	又は
	たん吸引等(※)が必要な利用者の占める割合	15%以上 (前3月の入所者平均)	15%以上 (前3月の入所者平均)

※ たん吸引等・・・口腔内、鼻腔内及び気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻

## ⑤在宅・入所相互利用加算の充実

地域住民の在宅生活の継続を支援するため、当該加算の利用を促進する観点から、「同一個室」の利用や、要介護3以上の利用者に限っている要件を見直し、関係者との連携・調整の実施を適切に評価した単位数にする。

在宅・入所相互利用加算 30単位 → 40単位

【算定要件】

現行	改正後
在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間が3月を超えるときは、3月を限度)を定めて、当該施設の <b>同一の個室</b> を計画的に利用している者であること	在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間が3月を超えるときは、3月を限度)を定めて、当該施設の <b>居室</b> を計画的に利用している者
要介護3、要介護4又は要介護5の者であること	<b>撤廃</b>
在宅において生活している期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること	変更なし



## ⑥障害者生活支援員に係る加算の拡大

障害者生活支援員に係る加算の対象者として、視覚・聴覚・言語機能の障害を有するもの、知的障害者に加えて、精神障害者を追加

障害種別	入所者の要件	障害者生活支援員の要件
視覚障害	身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級 等	点訳の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者
聴覚障害	身体障害者手帳の障害の程度が2級 等	手話通訳等を行うことができる者
言語機能障害	身体障害者手帳の障害の程度が3級 等	手話通訳等を行うことができる者
知的障害	重度の障害を有する者	知的障害者福祉法第14条各号に掲げる者又はそれに準じる者
精神障害	精神障害者	精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条各号に掲げる者

**追加**

# ⑦多床室の基準費用額及び居住費負担の見直し その1

## 【居住費負担の見直し】

事実上の生活の場となっていることから、一定程度の所得を有する在宅生者との負担の均衡を図るため、一定の所得を有する入所者の居住費について、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を求める。(対象:特別養護老人ホーム、(介護予防)短期入所生活介護)

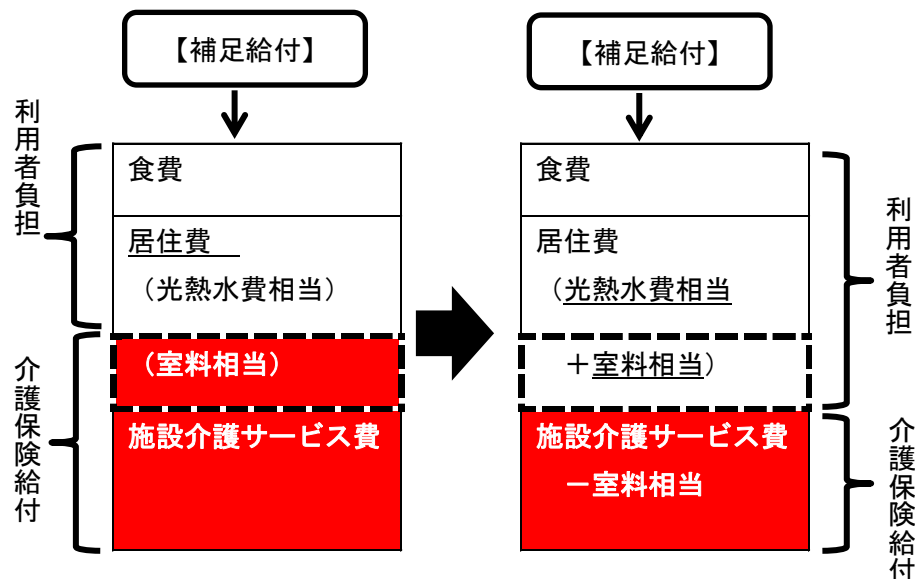
## 【光熱水費の見直し】

直近の家計調査での光熱水費の額が現行の基準費用額を上回っていることを踏まえ、その費用を見直す。(対象:特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護)

## 開始時期

- 光熱水費の見直し **平成27年4月から**
- 室料相当分の負担 **平成27年8月から**

- ※ 利用者負担第1段階から第3段階までの者は、補足給付を支給することで、利用者負担を増加させない。
- ※ 短期入所生活介護も同様



# ⑦多床室の基準費用額及び居住費負担の見直し その2

(つづき)

## <平成27年4月から>

注: 直近の家計調査の光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直し 50円/日

		居住費						
		食費	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室 (特養等)	多床室 (老健・療養等)
基準費用額		1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	<b>370</b>	<b>370</b>
負担 限度 額	第3段階	650	1,310	1,310	820	1,310	<b>370</b>	<b>370</b>
	第2段階	390	820	490	420	490	<b>370</b>	<b>370</b>
	第1段階	300	820	490	320	490	0	0

## <平成27年8月から>

注: 多床室の入所者に対する室料相当の負担を求めることに伴う見直し 470円/日

		居住費						
		食費	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室 (特養等)	多床室 (老健・療養等)
基準費用額		1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	<b>840</b>	370
負担 限度 額	第3段階	650	1,310	1,310	820	1,310	370	370
	第2段階	390	820	490	420	490	370	370
	第1段階	300	820	490	320	490	0	0

## ⑧経口維持加算の充実 その1

摂食・嚥下障害のある入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者の経口維持支援のための適正なサービスの供給及び内容を充実させる観点から必要な見直しを行う。

### 【改正の概要】

経口維持加算(Ⅰ)	28単位/日	}	経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月
経口維持加算(Ⅱ)	5単位/日			
(新設)		→	経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月

### 【算定要件等】

#### ○経口維持加算(Ⅰ)

対象者	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害（ <b>食事の摂取に関する認知機能の低下を含む</b> ）を有し、誤嚥が認められる（ <b>食事の摂取に関する認知機能の低下から嚥下機能検査が困難である場合等を含む</b> ）者を対象
計画書の作成	<b>月1回以上</b> 、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、 <b>食事の観察及び会議等を行い</b> 、入所者又は入院患者ごとに、 <b>経口による継続的な食事の摂取を進めるための</b> 経口維持計画を作成
計画の実行	当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合
算定期間	当該計画が作成された日の属する月から起算して <b>6月以内の期間</b> に限り、 <b>1月につき</b> 所定の単位数を加算 ※継続して特別な管理が必要な場合を除く
算定に必要な加算	<b>栄養マネジメント加算</b>
同時算定できない加算	経口移行加算

(つづく)

## ⑧経口維持加算の充実 その2

(つづき)

### ○経口維持加算（Ⅱ）（新設）

算定に必要な加算	・ <b>経口維持加算（Ⅰ）</b> を算定
その他の要件	・当該施設が <b>協力歯科医療機関を定めていること</b>
	・ <b>経口維持加算（Ⅰ）</b> で行う食事の観察及び会議等に <b>医師（人員基準に規定する医師を除く。）</b> 、 <b>歯科医師</b> 、 <b>歯科衛生士</b> 又は <b>言語聴覚士</b> が加わった場合

## ⑨経口移行加算の充実

経管栄養により食事を摂取している入所者の咀嚼能力等の口腔機能を含む摂食・嚥下機能面の取り組みを充実

### ○経口移行加算 28単位/日 → 28単位/日（変更なし）

〔算定要件〕

計画の実行	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理 <b>及び言語聴覚士又は看護職員の支援</b> が行われた場合
算定期間	計画が作成された日から起算して180日以内に限り、1日につき所定の単位数を加算 ※医師の指示に基づき、継続した栄養管理 <b>及び支援</b> が必要な場合を除く
算定に必要な加算	<b>栄養マネジメント加算</b>

## ⑩加算の内容に応じた名称の変更

入所者の適切な口腔衛生管理の普及を推進するため、加算の名称を変更

入所者の適切な口腔衛生管理の普及を推進するため、加算の名称を変更

### 名称変更

【現行】		【改正後】
口腔 <b>機能維持</b> 管理加算	➡	口腔 <b>衛生</b> 管理加算
口腔 <b>機能維持</b> 管理体制加算	➡	口腔 <b>衛生</b> 管理体制加算

## ⑪療養食加算の見直し

入所者の摂食・嚥下機能面の取り組みを充実させる観点から、経口移行加算又は経口維持加算の併算定を可能にし、評価を見直す

療養食加算 23単位/日 → 18単位/日

### 他の加算の併算

下記の加算の併算を認める。

- ・ 経口移行加算
- ・ 経口維持加算

## ⑫ サテライト型特養の本体施設にかかる要件の緩和

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、地域密着型介護老人福祉施設を追加

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められている施設に、地域密着型介護老人福祉施設を追加する。（地域密着型基準省令第131条、第132条、第160条）

### 本体施設

- 指定介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 病院
- 診療所
- 地域密着型介護老人福祉施設（追加）**

※姫路市地域密着型サービス基準条例（第155条、第156条、第184条）

## ⑬特別養護老人ホームにおける宿直員の配置について

特別養護老人ホームについては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年社施第107号社会局長・児童家庭局長通知）により、夜間の防火管理体制を充実させるため「夜勤者（直接処遇職員）とは別に、宿直者を必ず配置すること」とされているが、夜勤職員の配置状況の実態に鑑み、一定の要件を満たしていれば、基準を緩和する。

### ○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(H12老発第213号)

現行	改正案
<p>第四 処遇に関する事項</p> <p>11 勤務体制の確保等</p> <p>(2) 職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務体制については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」により、3交代制を基本とするが、入所者の処遇が確保される場合は、2交代制勤務もやむを得ないものとする。併せて、同通知に定める宿直員を配置すること。</p>	<p>第一 一般的事項</p> <p>5 職員の専従</p> <p>(2) 職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務体制については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」により、3交代制を基本とするが、入所者の処遇が確保される場合は、2交代制勤務もやむを得ないものとする。併せて、同通知に定める宿直員を配置すること。<u>(介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホームであって、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)第4号ニ又は第5号ハを満たす人員を配置し、かつ夜勤者のうち1以上の者を夜間における防火管理の担当者として指名している施設を除く。)</u></p>

※全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より(H27.3)